

2023年2月より

電子提供措置の掲載の 事実証明サービス開始

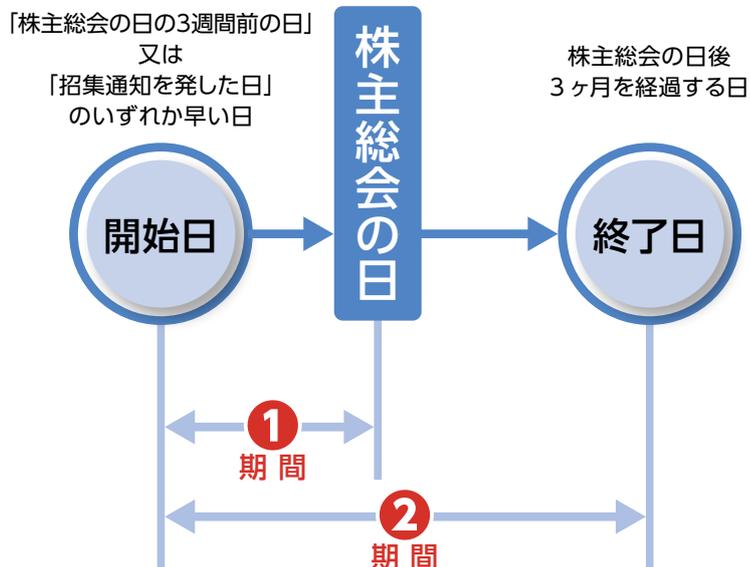
上場会社（振替株式発行会社）は、2023年3月開催の株主総会から「電子提供措置」を実施することになりました。

「電子提供措置」は、電子提供措置をとるべき情報（会社法325条の3、1項各号）を継続してインターネット上に掲載しなければなりません。

掲載の事実証明がないと適切な電子提供措置をしたかどうかを証明できません！（EDINET利用を除く）

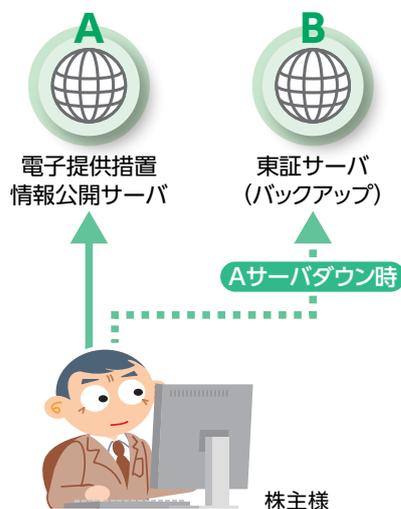
電子公告調査に準じて、情報公開サーバ及び東証サーバ（バックアップ）の掲載確認をして「電子提供措置実施結果通知書」を発行するサービスです。

【電子提供措置期間】^{※1}



中断（アクセスできない時間）が①期間又は②期間で10分の1を超えると「電子提供措置」は無効となります。^{※2 ※3}

【実施確認の方法】



Aサーバがダウン（中断）した時でもBサーバにアクセスできれば事実上中断となりません。^{※4}

Bサーバをアクセス通知（招集通知）に入れている場合は、「実施結果」は正常とします。

※1 会社法325条の3、1項

※2 電子提供措置（全期間）の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の10分の1を超えないこと。（会社法325条の6、2号）

※3 電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の10分の1を超えないこと。（会社法325条の6、3号）

※4 商事法務2306号（2022年9月25日号）50頁のQ23参照
一問一答 令和元年改正会社法 Q30参照（商事法務刊）



電子公告調査株式会社

当社お客様限定（電子公告調査実施、官報取次、弁護士及び司法書士の紹介、土井司法書士顧客）で提供します。最新情報は、お客様にはメール配信及びオンラインサービスログイン後のページ「法律情報提供サービス・サービス案内」内にてお知らせします。

WEB版のため省略記載がございます。

当社オンラインサービスIDをお持ちの方は、オンラインサービスログイン後、詳細版がございます。(略)は詳細版に記載があります。

■制度趣旨、調査の必要性については後半に記載

■申込み等について

Q1. 本サービスの申込締切日及び東証サーバへの設定などのスケジュールはどのようになりますか。

A1. 株主総会開催日を2023年6月29日と仮定した場合は、株主総会開催日をスケジュールの起点として、以下ようになります。

●月●日 本サービス申込締切日（原則、「電子提供措置」掲載日の5営業日前、約1週間前）（※切は、柔軟に対応します。原則に間に合わない方は事前に電話にてご連絡をください。）

(以下略)

Q2. 公開サーバは何ファイルまで対応できますか。また、東証サーバ（バックアップ）の調査に対応していますか。

A2. 公開サーバ内（同一ドメイン内）の**原則5ファイル（PDFファイルに限る）**まで対応します。**★NEW 英語版の追加、訂正等が生じる可能性があるため、5ファイルを超える場合も追加料金なしで、対応します。（変更点）**

例えば、招集通知情報フルセット、招集通知英語版（会社法では必要ありませんが調査可能）、電子提供措置情報、これらの後日の訂正・修正情報なども可能です。

バックアップ的に利用される東京証券取引所サーバ（上場会社情報サービスの「株主総会招集通知／株主総会資料」欄に掲載）の調査にも対応します。ただし、この場合は、「電子提供措置アドレス」（招集通知、アクセス通知）に東証が指定したアドレスを記載する必要があります。東証のみならず、名証、福証、札証にも対応します。

Q 3. 公開サーバが中断しており（アクセスできない状態）、東証サーバ（バックアップ）にはアクセスできた場合、電子提供措置の実施結果はどうなりますか。

A 3. 立法担当者の開設等では、この場合、電子提供措置は事実上掲載が継続しているものとみなされます。本サービスでも、掲載が継続しているものと記録します。
（以下略）

Q 4. (略)

A 4. (略)

Q 5. (略)

A 5. (略)

Q 6. 本サービスの申し込み締め切りはいつですか。

A 6. **原則、電子提供措置掲載日の5営業日前の24時まで（約1週間前）までです。間に合わない場合は柔軟に対応いたしますので、ご連絡ください。**

なお、ファイルはお申し込み後に後日追加（変更、修正も後日追加できます。）して変更できます。

本サービスをご依頼いただく会社様においては、あらかじめ事務日程（スケジュール）に加えていただきますようお願いいたします。

Q 7. 本サービスの結果通知情報（PDF 発行を原則）は、いつ発行されますか。

A 7. 株主総会は毎月下旬に集中する傾向から、調査期間終了日も集中すると思われま。よって、翌営業日の発行は困難な場合がありえると思われま。発行までしばらくお待ちいただくことをあらかじめご了承くださいませよう願ひいたしませ。特に毎年3月及び6月下旬開催の株主総会は極めて多いため、お待ちいただく可能性がありませので、ご理解ください。

Q 8. 書面での結果通知情報（書）は発行してもらえませか。

A 8. PDFでの発行は、本サービスに含まれていませ。（以下略）

■制度趣旨、調査の必要性

Q 9. 会社法上「電子提供措置」を実施した場合の、調査機関制度（掲載事実の調査必須化）はなぜ立法化されなかつたのでしょうか。中断の規定はあるのでしょうか。

A 9. 令和元年改正会社法の国会での成立前に、法制審議会で議論した段階では、「電子提供措置調査機関」制度は前向きに検討されていませ。しかし、電子提供措置の調査のシステムを構築すること（パスワード可能、修正ファイル追加など）が容易でないため、調査の義務化（立法化）がされませでした。

「開始日から総会日まで」と「電子提供措置全期間」のいずれかで1割を超える中断（アクセス不可）が生じた場合は電子提供措置が無効になる旨の規定は残りませ。

Q 10. 「電子提供措置実施結果通知サービス」（以下、「本サービス」という。）を提供するのはなぜですか。

A 10. 会社法では掲載の事実証明は必要ではありません。ご要望が寄せられ、そのサービス提供が可能であるようにシステム開発をいたしませ。

第三者として、中立的な立場で実施結果を報告するものませ。

Q 1 1. 本サービスの「結果通知情報(書)」はどのようなものですか。

A 1 1. (略)

Q 1 2. 電子提供措置が継続的になされていることの証明について、立法担当者の開設等では、ウェブサイトのログを保存して証拠とする旨が記載されていますが、現実的にログで証明できるでしょうか。

A 1 2. 公開サーバ(電子提供措置掲載サーバである自社サイト等)のログは、そのサーバにアクセスした日時(秒単位)とアクセスしたIPアドレス、ブラウザに表示したファイルごとに記録されます。約4ヶ月間のログは膨大な量になります。

また、深夜にアクセスがほとんど無いことが予想され、その時間帯はアクセスログが残らない場合が想定されます。約4ヶ月間継続してサーバが稼働していたかどうかをお客様の自社サイト等で自己証明するには厳しい面があると思われます。(一部略)

Q 1 3. 3月開催総会(約500社)や6月開催総会(約2400社)は多いですが、多くの会社がサービスを求めてきた場合は対応できるのでしょうか。

A 1 3. 3月総会及び6月総会が多く、本サービス開始直後で不慣れであり、お客様に満足していただけるサービスを提供したいため、現時点では2023年3月から6月開催の株主総会に関しては、過去に当社サービス(電子公告調査または官報取次)を依頼していただいた顧客、当社顧客の弁護士及び司法書士の紹介の会社様、併設の土井司法書士事務所の顧客のみへの限定提供の予定です。

(参考:電子公告調査は、会社法で受託義務がありますが、本サービスは、受託義務がありません。)

★ 本Q&Aは、お問い合わせが想定される事項について作成しております。